

## 様式第四（第6条関係）

### 認定事業再編計画の内容の公表

#### 1. 認定をした年月日

平成31年4月22日

#### 2. 認定事業再編事業者名

株式会社坂ノ途中

#### 3. 認定事業再編計画の目標

##### (1) 事業再編に係る事業の目標

当社は、平成21年に設立し、新規就農者を中心とする提携生産者が栽培した農産物等の流通販売を行っている。取扱う農産物の99%がオーガニック製品であること、取扱品目が年間約400種と幅広いこと、取引のある農家のうち約9割が新規就農者であることが大きな特徴である。新規就農者は、有機農業といった新しいことに積極的にチャレンジする意欲のある人が多い反面、少量不安定生産のため、既存の流通に乗りにくく、経営が不安定となっているケースが多いため、当社はこのような新規就農者の受け皿となっている。

今般、当社では、新規就農者と連携した事業展開についてのノウハウ蓄積が進んだことと、消費者のオーガニック農産物等への関心の高まりを受け、追加資金を確保できれば、生産者に資する形での事業拡大が可能であると判断し、民間投資会社等を引受先とする増資等により自己資本増強を行い、調達した資金を活用し、物流等オペレーションの効率化と販売先の増加を図る。

具体的には、物流等オペレーションの効率化のための施策として、自社の配送網の再構築や、受発注システムの高度化を進める。また、販売先増加のための施策として、都内に旗艦店を出店し、認知度向上を図るほか、通販サイトの改修及びマッチングサイトfarm0を活用した顧客開拓等を行う。

これにより、新規就農者にとってより有効な販路を確立し、新規就農者の販売機会の拡大や経営安定、ひいては農業の活性化にも貢献する。

##### (2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標、生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

###### ① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

自社流通網の再整備やマーケティングの強化、IT投資等によるオペレーション改善を行うことで、新規提携生産者数の増加及び既存の各提携生産者からの契約取引量を増加することにより、農業者の販売機会の拡大を目指す。

こうした取組により、一般消費者向け通販及び小売店や飲食店向けの卸売における自社便配達の割合を平成30年度の15%から平成35年6月期には55%へ引き上げる。これにより、今まで外部委託していた物流コストを低減させることが可能となり、顧客負担の送料を引き下げることができ、顧客の離脱率の低下と新規顧客の増加を見込んでいる。

具体的には、定期宅配顧客数を平成30年度の1,600軒から平成35年6月期に8,000軒にまで引き上げることを目標とする。

また、顧客の増加に伴い、仕入先の提携農業者数（その約9割が新規就農者）についても、平成30年度の189軒から平成35年6月期には600軒に引き上げることを目標とする。

新規就農者は栽培への熱意があっても、経営規模が小さく少量不安定な生産になりやすいため、販路構築に苦労することが多い。当社では長期的な信頼関係を構築し、安定的な出荷先を提供することで、新規就農者の経営の安定・発展に寄与することを目指す。

② 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、顧客の配送料負担低減やマーケティング強化を通じて売上増を図り、インターネットを活用した通信販売や店舗販売用の農産物仕入額を5年で6倍に伸長させる。併せて、物流網の整備、配送センターのオペレーション改善を進めることで、平成35年6月期には、平成30年6月期と比べて従業員一人当たり付加価値額を20%向上させることを目標とする。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性に関しては、平成35年6月期において有利子負債はフリーキャッシュフローの10倍以内、経常収支比率は100%を上回ることを目標とする。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

飲食料品の卸売事業及び小売事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

(事業の構造の変更)

民間投資会社等及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構※(以下「支援機構」という。)を引受先とする第三者割当て増資を行う(出資の受入れ)。

・増資受入額(総計) : 53,098万円

民間投資会社等 : 28,086万円

支援機構 : 25,011万円※

・増資前の資本金 : 10,000万円(別途資本準備金15,013万円)

・増資後の資本金 : 36,549万円(別途資本準備金41,562万円)

・増資の方法 : 民間投資会社等及び支援機構 ※を引受先とする第三者割当て増資

・増資期日 : 平成31年4月下旬以降

※支援機構による出資については、別途、農業競争力強化支援法第29条に基づく農林水産大臣の認可及び支援機構による支援決定が必要。

(事業の方式の変更)

出資を受けることにより、事業基盤の強化を図るとともに、新たな事業方式を採用し、より効率的かつ効果的な物流・販売体制を構築する。特に、物流については、今回の出資の受入を行う出資者(地域金融機関等)の取引先である物流事業者のノウハウの活用や協業を通じて物流体制の構築を目指す。

具体的には、物流等オペレーションの効率化を目的として、新たにプレハブ型の冷蔵庫等を設置した集荷拠点を設けることや、京阪神地域向けの配送センターの出荷キャパシティの高い拠点への移設、新たな首都圏向けの配送センターの整備等により、出荷体制の効率化や配送網の再構築を図る。更に、生産者がLINE等を通じて出荷可能情報を登録できる体制の構築等の受発注システムの高度化を進める。

加えて、販売先の増加を目的として、都内に旗艦店の出店による認知度向上、通販サイトの改修、当社が運用に携わっている「農業者とバイヤーのマッチングサイトfarm0」との連携を図る。

また、当該事業再編計画による生産性の向上は、有機食品市場の拡大はグローバルな潮流となっており、日本でも拡大を続けていること、当社のターゲット層は丁寧な暮らしを志向する30代・40代の家庭であり、既存の事業者と棲み分けがなされていることを鑑みると、十

分に持続可能なものと見込まれる。

(2) 事業再編を行う場所の住所

- ・京都市下京区西七条八幡町 21 番地
- ・マーケティングの一環として旗艦店を東京都内に出店（東京都渋谷区を予定）
- ・配送センターを首都圏および京阪神に設ける（東京都大田区および京都府南丹市を予定）

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項

該当なし

(4) 事業再編を実施するための措置の内容

別表のとおり

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 31 年 4 月下旬以降～終了時期：平成 36 年 2 月 29 日

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

事業再編に伴い出向又は解雇される従業員はいない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし

別表 事業再編の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
規則第1条第1項の要件		
四 出資の受入れ	<p>民間投資会社等及び支援機構※を引受先とする第三者割当て増資を行う。</p> <p>(出資の受入れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増資受入額(総計) : 53,098万円                  民間投資会社等 : 28,086万円                  支援機構 : 25,011万円※</li> <li>・増資前の資本金 : 10,000万円                  (別途資本準備金15,013万円)</li> <li>・増資後の資本金 : 36,549万円                  (別途資本準備金41,562万円)</li> <li>・増資の方法 : 民間投資会社等及び支援機構 ※を引受先とする第三者割当て増資。</li> <li>・増資期日 : 平成 31 年 4 月下旬以降</li> </ul> <p>※支援機構による出資については、別途、農業競争力強化支援法第 29 条に基づく農林水産大臣の認可及び支援機構による支援決定が必要。</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 4 項第 1 号(認定事業再編計画に基づき行う株式会社の増資に係る登録免許税の軽減)</p>
法第 2 条第 5 項第 2 号の要件		
農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等その他の経営資源の高度な利用による農産物の生産又は販売の効率化	<p>出資を受けることにより、事業基盤の強化を図るとともに、新たな事業方式を採用し、より効率的かつ効果的な物流・販売体制を構築する。特に、物流については、今回の出資の受入を行う出資者(地域金融機関等)の取引先である物流事業者のノウハウの活用や協業を通じて物流体制の構築を目指す。</p> <p>具体的には、物流等オペレーションの効率化を目的として、新たにプレハブ型の冷蔵庫等を設置した集荷拠点設けることや、京阪神地域向けの配送センターの出荷キャパシティの高い拠点への移設、新たな首都圏向けの配送センターの整備等により、出荷体制の効率化や自社便の配送網の再構築を図る。</p> <p>更に、生産者がLINE等を通じて出荷可能情報を登録できる体制の構築等の受発注システムの高度化を進める。</p> <p>加えて、販売先の増加を目的として、都内に旗艦店の出店による認知度向上、通販サイトの改修、当社が運用に携わっている「農業者とバイヤーのマッチングサイトfarm0」との連携を図る。</p>	<p>法第 27 条、法第 29 条第 1 号(支援機構による出資)</p>